

一般財団法人 Y S 「心の再生」 医療研究所
賛助会員制度

賛助会員規約

2016年9月16日

一般財団法人 Y S心の再生医療研究所（以下、「当法人」といいます）は、賛助会員について会員規約を以下のとおり定めます。

第1条（目的）

人間の心がつくりだす様々な問題、悩み、病などを根本解決する手法として、「心の専門家」佐藤康行が開発し、30年間で15万人に及ぶ方々を通じ再現性を伴う科学的な方法論として体系化されたのが「YSメソッド」です。

当法人が運営する「YSこころのクリニック」での臨床において、「YSメソッド」が再現性の高い科学的な治療法であることが明らかになりました。この実績をもとに、YSメソッドを日本、及び世界で様々な病気の「根本原因を解消する治療法」として確立し、いつでも、どこでも、誰でもYSメソッドを基礎とした治療を受けられる体制を整え、心身の病を根絶することを目的としています。

第2条（賛助会員の定義）

賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人を賛助し、本賛助会員規約の手続きにしたがって会員登録された個人・法人です。

第3条（入会）

賛助会員を希望する者は、別に定める入会申込書を提出し、所定の会費（入会日から1年間有効）を納め、理事会の承認を得た時点で会員となることができます。

理事会の入会承認を得られなかった場合には、賛助会員入会申込者が納入した会費は全額返金するものとします。但し、返金に要する手数料は賛助会員入会申込者の負担とします。

返金の際、当法人が入会申込者を識別できない場合に生じた入会申込者の不利益について、当法人はその責を負いません。

第4条（入会日）

賛助会員入会日は、前条の理事会の承認日とします。

第5条（会費）

賛助会員は、次の会費を納入するものとします。

- (1) 個人賛助会員：1口30,000円とし、1口以上を負担することができます。
- (2) 法人賛助会員：1口500,000円とし、1口以上を負担することができます。

第6条（会員名簿への登録）

個人賛助会員は当法人の正会員名簿に登録され、3親等までの親族を当法人の特典賛助会員名簿に登録申請することができ、理事会の承認を経て特別賛助会員名簿に登録されることで、その全員が賛助会員特典を受けることができます。

法人賛助会員は、法人代表者が当法人の正会員名簿に登録され、法人代表者と全従業員を当法人の特典賛助会員名簿に登録申請することができます。理事会の承認を経て特典賛助会員名簿に登録されることで、特典賛助会員と3親等までの親族全員が、賛助会員特典を受けることができます。

各賛助会員は、自らの申請により登録された特典賛助会員の、登録者の変更や抹消を当法人に申請できます。

各賛助会員の特典賛助会員は、会費の負担はありません。

第7条（賛助会員資格の有効期間）

賛助会員資格の有効期間は、入会日より1年とします。

賛助会員は、有効期間満了までに会費を納入することにより、賛助会員資格を納入した年会費分の期間、賛助会員資格の有効期間を延長することができます。

第8条（特典賛助会員資格の有効期間）

特典賛助会員資格の有効期間は、賛助会員資格の有効期間の最終日までとします。

第9条（賛助会員及び特典賛助会員の退会に関する規定）

賛助会員及び特典賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができます。賛助会員が退会した場合、特典賛助会員も同時に退会となります。

退会時において、当法人は既に払い込まれた会費の返還義務を負いません。

第10条（賛助会員契約の解除）

当法人は、賛助会員及び特典賛助会員申込者が入会申込時に届出た内容に基づき審査し、入会を承認した場合であっても、届出事項に虚偽のものがあつた場合や、賛助会員・特典賛助会員申込者に公序良俗に反する行為があつた場合等、当法人が賛助会員であることを不適当と判断した場合には、賛助会員契約を解除することができます。

当法人は、特典賛助会員についても、前項と同様の原因に基づき、特別賛助会員契約を解除することができます。

第11条（既払年会費）

賛助会員資格を有する期間において、前2条に基づき、賛助会員資格を喪失した場合であっても、賛助会員は、その資格を喪失した日を含む当該年度の年会費全額の支払義務があり、当法人は賛助会員であつた者に対して、その返還義務を負いません。

第12条（守秘義務）

当法人は賛助会員及び特典賛助会員の許可を得ずに、会員情報を公開することはできません。

また、賛助会員および特典会員は当法人の許可を得ずに、会員として知り得た当法人の非公開情報等を会員資格の有効期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできません。

第13条（禁止事項）

賛助会員及び特典賛助会員は以下に掲げる行為をしてはなりません。

- 1) 会員情報など当法人へ虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 当法人の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- 4) その他、当法人が不適切と判断する行為

第 14 条（共通の特典利用）

個人賛助会員および法人賛助会員、及び各賛助会員に付随する特典賛助会員は以下のサービスを利用することができます。

- 1) 当法人からのニュース、その他情報の取得
- 2) 当法人が運営する東京駅前「YS こころのクリニック」にて、賛助会員価格にて受診
- 3) 当法人が主催する講習会、研修会、セミナー、講演会、研究会、検定試験等を賛助会員価格で利用
- 4) 当法人の許可を得た上での、ホームページのバナーの掲載及びリンク
- 5) 当法人の販売する商品を設定されている賛助会員価格にて購入

第 15 条（法人賛助会員の特典利用）

法人賛助会員は、東京駅前の Y S こころのクリニックにて利用できる、Y S メソッドを基礎とする治療の費用（会員価格）の 50% に相当する特別チケットを発行します。ご利用は、法人代表者の判断で、社員であればどなたでも可能です。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

賛助会員及び特典賛助会員は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

賛助会員及び特典賛助会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当法人の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為
- (4) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

当法人が当法人の賛助会員及び特典賛助会員として不適切であると判断した場合には、当法人は、当法人からの書面による通知により賛助会員及び特典賛助会員の会員資格を取消することができるものとします。本条による会員資格取消の場合、賛助会員が当法人に対して支払った会費は一切返却しないものとします

第 17 条（その他）

当法人の責に帰さない活動において、賛助会員及び特典賛助会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、当法人はその損害に対して賠償する責任を負いません。また、賛助会員及び特典賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行います。

賛助会員及び特典賛助会員について、本規約に定めのない事項であって必要な事項は、当法人が別途細則で決定します。

（附則）

- 1) 本規約は平成 28 年 9 月 16 日から施行します。